

教育職員免許状に関する規則及び香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月22日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則及び香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状の授与等に関し、免許法及び免許法施行規則のために発せられた法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="203 836 1086 1131"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td><td>免許法施行規則</td></tr></tbody></table> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項又は附則第8項若しくは第11項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願い出る者が免許法附則第8項又は第11項の規定による授与を願い出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は第11項に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める者については、</p>	左欄	右欄	略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	免許法施行規則	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状の授与、<u>有効期間の更新等</u>に関し、免許法及び免許法施行規則のために発せられた法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第2条 この規則において、次の左欄の法令は、それぞれ右欄のように略称する。</p> <table border="1" data-bbox="1178 842 2085 1137"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号) <u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</u> <u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</u></td><td>免許法施行規則 <u>平成19年改正法</u> <u>平成20年改正省令</u></td></tr></tbody></table> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項若しくは第2項又は附則第8項若しくは第11項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願い出る者が免許法附則第8項又は第11項の規定による授与を願い出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は第11項に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。</p>	左欄	右欄	略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号) <u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</u> <u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</u>	免許法施行規則 <u>平成19年改正法</u> <u>平成20年改正省令</u>
左欄	右欄								
略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	免許法施行規則								
左欄	右欄								
略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号) <u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</u> <u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</u>	免許法施行規則 <u>平成19年改正法</u> <u>平成20年改正省令</u>								

第2号及び第3号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(5) 略

2 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により単位を替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める者にあつては、この限りではない。

3 第1項の場合において、願ひ出る者が小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第3項の規定に該当する者であるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第3条第1項各号に掲げる者又は同条第2項に規定する者に該当する旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、同法附則第2項の規定に該当する者又は教育委員会が認める者にあつては、この限りでない。

4 免許法第16条第1項、第16条の4第3項又は第17条第1項の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

5・6 略

(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)

(1) 略

(2) 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に定める基礎資格を有することの証明書

(3) 学力に関する証明書

(4)・(5) 略

2 前項の場合において、願ひ出る者が免許法第5条第2項又は附則第8項若しくは第11項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

3 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により単位を替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。

4 第1項の場合において、願ひ出る者が小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第3項の規定に該当する者であるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第3条第1項各号に掲げる者又は同条第2項に規定する者に該当する旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、同法附則第2項の規定に該当する者については、この限りでない。

5 免許法第16条の2第1項若しくは第2項（免許法第16条の4第4項及び第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条の4第3項又は第17条第1項の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

6 前項の場合において、願ひ出る者が免許法第16条の2第2項（免許法第16条の4第4項及び第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

7・8 略

(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)

第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項並びに同条第2項又は附則第9項、第17項若しくは第18項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める者にあつては、第4号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(6) 略

2～5 略

6 第4項の場合において、免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもって栄養教育実習の単位に替える場合には、第4項の規定により提出しなければならない書類のほか、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

（現に有する免許状の教科以外の教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第6条 免許法第5条第1項及び第6条第3項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

（特別免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第6条の2 免許法第5条第2項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（臨時免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第7条 免許法第5条第5項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項又は第4項並びに同条第2項又は附則第9項、第17項若しくは第18項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 実務に関する証明書

(5)・(6) 略

2 前項の場合において、免許法第6条第4項に規定する教育職員検定を願ひ出る者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

3～6 略

7 第5項の場合において、免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもって栄養教育実習の単位に替える場合には、第5項の規定により提出しなければならない書類のほか、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

（現に有する免許状の教科以外の教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第6条 免許法第5条第1項及び第6条第3項又は第4項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の場合において、免許法第6条第4項に規定する教育職員検定を願ひ出る者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

（特別免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第6条の2 免許法第5条第3項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（臨時免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第7条 免許法第5条第6項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略

(自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第8条 略

(従前の規定による学校の卒業者等が免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第10条 略

2・3 略

(自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第8条 略

2 前項の場合において、願い出る者が免許法第17条第2項において読み替えて準用する免許法第16条の2第2項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

(従前の規定による学校の卒業者等が免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第10条 略

2 前項の場合において、施行法第2条第1項後段の規定により読み替えて適用する免許法第6条第4項に規定する教育職員検定を願い出る者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

第3章 免許状更新講習

(免許状更新講習を受講できる者)

第16条 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教員(校長、園長、副校長、教頭及び副園長を含む。次項及び次条第2項において同じ。)として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会又は市町教育委員会(市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の市町の組合に置かれる教育委員会をいう。以下同じ。)(以下「縣市町教育委員会」という。)の職員となっている者であつて、次に掲げるものとする。

(1) 教育長の職にある者

(2) 縣市町教育委員会の事務局の部長、次長、課長その他これらに準ずる職(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するものに限る。)にある者

(3) 教育機関(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)の長その他これに準ずる職にある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者として教育長が別に定める者

2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 公立学校の教員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県、市町又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）の職員となっている者であって、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するもの

(2) 県内に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の理事

(3) 前2号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として教育長が別に定める者

（免許状更新講習修了義務のある者）

第16条の2 平成20年改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 平成20年改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 公立学校の教員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県、市町又は国立大学法人の職員となっている者であって、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するもの

(2) 前条第2項第2号に掲げる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として教育長が別に定める者

（免許状更新講習を受ける必要のない者）

第16条の3 免許法施行規則第61条の4第2号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、第16条第1項に規定する者とする。

- 2 免許法施行規則第61条の4第4号に規定する免許管理者が定める者は、第16条第2項各号に掲げる者とする。
- 3 平成20年改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、前条第2項各号に掲げる者とする。

第16条の4 免許法施行規則第61条の4第5号又は平成20年改正省令附則第10条第1項第5号に該当するものとして免許状更新講習を受ける必要がない者は、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年間にされた個人に対する表彰であつて、次に掲げるものを受けた者のうち、教育長が認めるものとする。

- (1) 文部科学大臣表彰
- (2) 香川県教育委員会表彰規程（昭和28年香川県教育委員会規則第8号）に基づく表彰のうち教育実践優秀表彰
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が別に定める表彰

第4章 免許状有効期間更新手続等

(免許状の有効期間の更新申請)

第16条の5 免許法第9条の2第1項の規定により免許状の有効期間の更新を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習修了によるもの）
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 免許状の有効期間を証する書類
- (4) 免許状更新講習の課程を修了したことの証明書

2 前項の場合において、申請者が免許法施行規則第61条の4の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 免許状の有効期間を証する書類
- (4) 免許法施行規則第61条の4の免許状更新講習を受ける必要がない者に該当することの証明書

(免許状の有効期間の延長申請等)

第16条の6 免許法第9条の2第5項に規定する免許状の有効期間の延長又は延長された有効期間の変更を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間延長・変更申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 免許状の有効期間を証する書類
- (4) 免許法第9条の2第5項に規定する有効期間の延長事由に該当することの証明書

(更新講習修了確認申請等)

第16条の7 平成19年改正法附則第2条第2項の規定により更新講習修了確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習修了確認申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 免許状更新講習の課程を修了したことの証明書

2 平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 免許状更新講習の課程を修了したことの証明書

(修了確認期限の延期申請等)

第16条の8 平成19年改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期又は延期された修了確認期限の変更を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 修了確認期限延期・変更申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 平成19年改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期事由に該当することの証明書

(免許状更新講習の受講の免除申請)

第3章 単位の修得方法
(単位の修得方法の基準)

第16条 略

第1表～第6表 略

第7表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎学歴	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の 指導法に関する科目 又は教育論の教育の 基礎的理解に関する科目 等	大学が独自に 設定する科目
					単位数	単位数	単位数
免許法施行	略						

第16条の9 平成19年改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習免除申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 平成20年改正省令附則第10条第1項各号のいずれかに該当すること
の証明書

(証明書の再交付申請)

第16条の10 免許法施行規則第61条の10又は平成20年改正省令附則第15条に規定する証明書の再交付を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 証明書再交付申請書
- (2) 破損の理由によるものは、その証明書及び理由書
- (3) 紛失の理由によるものは、理由書及びその証明書が交付されたこと
を証明するに足る資料

第5章 単位の修得方法

(単位の修得方法の基準)

第17条 略

第1表～第6表 略

第7表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎学歴	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の 指導法に関する科目 又は教育論の教育の 基礎的理解に関する科目 等	大学が独自に 設定する科目
					単位数	単位数	単位数
免許法施行	略						

規則附則第 35項及び第 36項	
備考 略	

第8表～第14表 略

教科に関する専門事項に関する科目表 略

保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表 略

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表 略

第4章 施行法第2条の免許状の教科

(教科)

第17条 略

第5章 雑則

第18条 略

(様式)

第19条 略

左欄	右欄
略	
教育職員免許状授与証明書	第22号様式

規則附則第 38項及び第 39項	
備考 略	

第8表～第14表 略

教科に関する専門事項に関する科目表 略

保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表 略

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表 略

第6章 施行法第2条の免許状の教科

(教科)

第18条 略

第7章 雑則

第19条 略

(様式)

第20条 この規則及び法令の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

左欄	右欄
略	
教育職員免許状授与証明書	第22号様式
教育職員免許状有効期間更新申請書(免許状更新講習修了によるもの)	第23号様式
教育職員免許状有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)	第24号様式
教育職員免許状有効期間延長・変更申請書	第25号様式

--	--

免許状更新講習修了確認申請書	第26号様式
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書	第27号様式
修了確認期限延期・変更申請書	第28号様式
免許状更新講習免除申請書	第29号様式
証明書再交付申請書	第30号様式

- 第1号様式 (第19条関係)
略
- 第2号様式 (第19条関係)
略
- 第3号様式 (第19条関係)
略
- 第4号様式 (第19条関係)
略
- 第4号様式の2 (第19条関係)
略
- 第5号様式 (第19条関係)
略
- 第6号様式 (第19条関係)
略
- 第7号様式 (第19条関係)
略
- 第8号様式 (第19条関係)
略

- 第1号様式 (第20条関係)
略
- 第2号様式 (第20条関係)
略
- 第3号様式 (第20条関係)
略
- 第4号様式 (第20条関係)
略
- 第4号様式の2 (第20条関係)
略
- 第5号様式 (第20条関係)
略
- 第6号様式 (第20条関係)
略
- 第7号様式 (第20条関係)
略
- 第8号様式 (第20条関係)
略

第9号様式 (第19条関係)
略

第10号様式 (第19条関係)
略

第11号様式 (第19条関係)
略

第12号様式 (第19条関係)
略

第13号様式 (第19条関係)
略

第14号様式 (第19条関係)
略

第15号様式 (第19条関係)
略

第16号様式 (第19条関係)
略

第17号様式 (第19条関係)
略

第18号様式 (第19条関係)
略

第19号様式 (第19条関係)
略

第20号様式 (第19条関係)
略

第9号様式 (第20条関係)
略

第10号様式 (第20条関係)
略

第11号様式 (第20条関係)
略

第12号様式 (第20条関係)
略

第13号様式 (第20条関係)
略

第14号様式 (第20条関係)
略

第15号様式 (第20条関係)
略

第16号様式 (第20条関係)
略

第17号様式 (第20条関係)
略

第18号様式 (第20条関係)
略

第19号様式 (第20条関係)
略

第20号様式 (第20条関係)
略

第21号様式 (第19条関係)

略

第21号様式 (第20条関係)

略

第22号様式 (第19条関係)

番 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状の種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び 追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
(旧)修了確認期限 (旧)有効期間の満了日		
備考	※令和4年法律第40号による改正前のもの	

年 月 日

香川県教育委員会



第22号様式 (第20条関係)

番 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状の種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び 追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
修了確認期限 (有効期間の満了日)		

年 月 日

香川県教育委員会



第23号様式（第20条関係）

教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習
修了によるもの）

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名
生年月日
電 話

本 籍 地 _____ 都道
府 県

現 住 所 _____

所 属 ・
学 校 名 _____ 職 名 _____

免許状更新講習の課程を修了したことによる教育職員免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

1 有する免許状【有効期間の満了日： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状番号	授与 年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

※ 「対象免許種」欄は、教諭に対応する講習は「教」、養護教諭に対応する講習は「養」、栄養教諭に対応する講習は「栄」を○印で囲むこと。

※ 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

第24号様式 (第20条関係)

教育職員免許状有効期間更新申請書 (免許状更新講習
受講免除によるもの)

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

電 話

本 籍 地 _____ 都道
府 県

現 住 所 _____

所 属 ・
学 校 名 _____ 職 名 _____

免許状更新講習の受講免除による教育職員免許状の有効期間の更新を受けたいので、
必要な書類を添えて申請します。

1 免除事由

2 有する免許状【有効期間の満了日： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で
記入すること。

第25号様式（第20条関係）

教育職員免許状有効期間延長・変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

電 話

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

所属・
学校名 _____ 職名 _____

教育職員免許状の有効期間の延長（変更）を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 現在の有効期間の満了日

2 延長（変更）事由

（延長（変更）事由の生ずる期間 年 月 日～ 年 月 日）

3 有する免許状

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番号	授与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

第26号様式 (第20条関係)

免許状更新講習修了確認申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名
生年月日
電 話

本籍地 _____ 都道府県
現住所 _____
所属・
学校名 _____ 職名 _____

免許状更新講習修了確認を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 有する免許状【修了確認期限： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状番号	授与 年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

※ 「対象免許種」欄は、教諭に対応する講習は「教」、養護教諭に対応する講習は「養」、栄養教諭に対応する講習は「栄」を○印で囲むこと。

※ 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

第27号様式（第20条関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

電 話

本 籍 地 _____ 都道府県

現 住 所 _____

所 属 学 校 名 _____ 職 名 _____

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

1 有する免許状【修了確認期限： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開 設 者	修了(履修)年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日

※ 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

第28号様式 (第20条関係)

修了確認期限延期・変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

電 話

本 籍 地 _____ 都道
府 県

現 住 所 _____

所 属 ・
学 校 名 _____ 職 名 _____

修了確認期限の延期（変更）を受けたいので、必要な書類を添えてを申請します。

1 現在の修了確認期限

2 延期（変更）事由

（延期（変更）事由の生じる期間 年 月 日～ 年 月 日）

3 有する免許状

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式
記入すること。

第29号様式（第20条関係）

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

電 話

本 籍 地 _____ 都道
府 県

現 住 所 _____

所 属 ・
学 校 名 _____ 職 名 _____

免許状更新講習の受講免除を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

【修了確認期限： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

第30号様式 (第20条関係)

証明書再交付申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

電 話

本 籍 地 _____ 都道
府県

現 住 所 _____

所 属 ・
学 校 名 _____ 職 名 _____

教育職員免許状の更新等に係る証明書を（破損した、紛失した）ため、次の証明書の再交付を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 証明書の種別（該当するもの一つに○印を付けること。）

有効期間更新証明書

有効期間延長証明書

更新講習修了確認証明書

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書

修了確認期限延期証明書

免許状更新講習免除証明書

2 証明書交付年月日 年 月 日

3 有効期間の満了日又は修了確認期限 年 月 日

4 有する免許状

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表簿) 第26条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状の写しつづり</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(表簿) 第26条 学校においては、規則第28条第1項に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状及び<u>教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の10又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条に規定する証明書</u>の写しつづり</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>2 前項第1号及び第2号に掲げる表簿は、常用使用するものとし、その他の表簿は、3年以上必要な期間、これを保存しなければならない。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、第2条の規定による改正前の香川県立学校の管理運営に関する規則第26条第1項第6号及び第2項の規定により学校に備えられた表簿の保存については、なお従前の例による。